

船舶事故調査報告書

平成23年11月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年6月25日（土） 14時00分ごろ
発生場所	福岡県新宮町新宮漁港沖の離岸堤 福岡県福岡市所在の奈多港沖防波堤南灯台から真方位046° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 43.0′ 東経130° 25.7′）
事故調査の経過	平成23年6月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{らいきり} 、5トン未満 291-31458福岡、個人所有 5.67m (Lr) × 2.13m × 1.00m、FRP ガソリン機関（船外機）、85kW、平成3年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 27歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年6月22日 免許証交付日 平成22年6月23日 （平成27年6月22日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船体及び船外機を大破
事故の経過	<p>本船は、船長が操縦し、新宮漁港東部の北方約100～150m沖の東西方向7か所に消波ブロックを積み上げて築造された離岸堤付近において、ウェイクボードに乗った友人（以下「ウェイクボーダー」という。）を引いて遊走を始めた。</p> <p>船長は、西端の離岸堤（以下「本件離岸堤」という。）の北方沖をこれに沿って遊走していたところ、平成23年6月25日13時57分ごろ、本件離岸堤の北方約7～8m沖でウェイクボーダーが転倒し、同ボーダーが引いていたロープ（以下「トーイングロープ」という。）を放したので、本船をゆっくりと右旋回させながらウェイクボーダーに接近した。</p> <p>船長は、本船の左舷側からウェイクボーダーにトーイングロープを渡すため、同ボーダーに接近したところで本船の船首を西方に向け、機関を中立として本件離岸堤付近で漂泊したとき、突然、風が強くなり、右舷側から波高が約1～2mの波を受けた。</p> <p>本船は、波によって本件離岸堤に打ち寄せられ、14時00分ごろ、奈多港沖防波堤南灯台から真方位046° 1.8M付近の本件離岸堤に乗り揚げた。</p>

	<p>船長は、船首船底部の破口からの浸水を認めたので本船から本件離岸堤に上がり、また、ウェイクボーダーも本件離岸堤に上がった。</p> <p>船長は、携帯電話で海上保安庁に118番通報をして救助を要請し、15時00分ごろ、来援した消防署のゴムボートにウェイクボーダーと共に救助された。</p> <p>本船は、17時00分ごろ、地元漁船により福岡県福津市のマリーナにえい航された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1～2m、潮汐 上げ潮の中央期</p>								
その他の事項	<p>船長は、平成22年に操縦免許を取得したのちに本船を購入し、月に1～2回本船を操縦しており、時々、新宮漁港沖の離岸堤付近でウェイクボーダーを引いて遊走していた。</p> <p>トーイングロープは、長さ約18mの合成繊維製であり、同ロープの一端は操縦台付近に配置された鋼製のウェイクボードタワーに係止され、他端はウェイクボーダーが握る持ち手（ハンドル）となっていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。また、ウェイクボーダーは、ウェットスーツの上に救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.6mであった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、新宮漁港東部の本件離岸堤の北方沖をウェイクボーダーを引いて遊走中、船長が、本件離岸堤付近で転倒したウェイクボーダーに接近して漂泊した際、波高が約1～2mの波を受けたことから、本件離岸堤に打ち寄せられ、同離岸堤に乗り揚げたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、新宮漁港東部の本件離岸堤の北方沖をウェイクボーダーを引いて遊走中、船長が、本件離岸堤付近で転倒したウェイクボーダーに接近して漂泊した際、波高が約1～2mの波を受けたことから、本件離岸堤に打ち寄せられ、同離岸堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、新宮漁港東部の本件離岸堤の北方沖をウェイクボーダーを引いて遊走中、船長が、本件離岸堤付近で転倒したウェイクボーダーに接近して漂泊した際、波高が約1～2mの波を受けたことから、本件離岸堤に打ち寄せられ、同離岸堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、新宮漁港東部の本件離岸堤の北方沖をウェイクボーダーを引いて遊走中、船長が、本件離岸堤付近で転倒したウェイクボーダーに接近して漂泊した際、波高約1～2mの波を受けたため、本件離岸堤に打ち寄せられ、同離岸堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消波ブロックの付近では、波が高くなりやすいので、できる限り離れて遊走すること。 ・本事故は、ウェイクボーダーも消波ブロックを積み上げた離岸堤に打ち寄せられたものの、救命胴衣及びウェットスーツを着用していたことから、負傷しなかった事例であり、小型船舶の乗船者やウェイクボーダーは、救命胴衣を着用しておくこと。 ・携帯電話は、防水型であることが望ましい。 								